

## 子どもの貧困

—貧困の世代間連鎖を繰り返さないために—

下河邊 波夏

## 目次

はじめに

1. 子どもの貧困とは

1.1. 子どもの貧困の実態

1.2. 貧困が子どもに与える影響

1.3. 子どもの貧困の見えづらさ

2. 子どもを持つ世帯の現状

2.1. 所得による格差

2.2. ひとり親世帯・非正規雇用

2.3. 親の貧困の増加

3. 子どもの貧困問題に対する支援

3.1. 行政による取り組みと効果

3.2. 民間による取り組みと効果

4. 貧困の世代間連鎖を食い止めるために

4.1. 先進国での事例に学ぶ

4.2. 今後求められる支援のあり方—貧困対策を問い直す—

おわりに

参考・引用文献

## はじめに

大学3年生の時に受講した演習講義を通して、子ども時代の生活環境、主に貧困や虐待といった劣悪な環境が、彼らの人格形成や将来のすがたに大きな影響を与えることを学び、子ども時代の生活環境の重要性について知ることができた。生活環境といっても考えられる環境は幅広く存在するが、そのなかでも私は「貧困」に焦点を絞り研究していきたいと考える。その理由は二つ挙げられる。一つ目は、子どもに大きな影響を与えるとされる劣悪な環境のなかで、貧困が一番身近であり、かつ最も大きな割合を占める要因だと考えるためである。二つ目は、意図せずとも自分が問題の当事者になりかねないと実感したためである。自分の同い年の友人のなかでも、すでに子育てに励んでいる子は何人かいるが、そのなかには女手一つで奮闘している子もいる。しかし、その生活を聞くと、自分の親からの援助がないと生きていけない、将来への貯金が一切できない、旦那の収入頼りだったため安定した職業に就くことができないなどという厳しい環境のなかで子育てを強いられていることが分かった。このように、もしかしたら自分も子育ての際に貧困に陥り、貧困の世代間連鎖を引き起こしてしまう可能性もゼロではない。このような貧困の連鎖は一度陥ったら抜け出すことは容易ではないだろう。そのため、本論文での研究を通して、それなりの知見を身に付けていきたいと考える。

本論文の目的は、子ども時代の生活環境、主に経済状況は子どもにどれほどの影響を与えるのかを踏まえ、これ以上関係のない世代へ貧困を繰り返さないためにはどうすればいいかについて、これまでの政策や先進国での取り組みを参考に自分なりの答えを導くことである。本論の構造として、まず第一章では、子どもの貧困問題の実態や貧困が子どもに与える影響について触れ、第二章では、貧困とされる子どもたちの周りの環境、いわば親や家庭といった子どもを持つ世帯の実態や親の貧困問題について言及していく。第三章では、子どもの貧困問題に対する取り組みとその効果について、行政と民間の二つに分けてまとめていく。最後の第四章では、第一章から第三章の内容を踏まえ、貧困の世代間連鎖を食い止めるためにはどうすればいいかを自分なりに考察していく。

また、本論文を執筆するに当たって、子どもの貧困問題の実態やそれらの背景と要因に関する根拠については、参考文献やインターネットでのデータ、資料を利用する。

## 1. 子どもの貧困とは

### 1.1. 子どもの貧困の実態

現在、日本では子どもたちの約7人に1人が貧困だと言われている。「子どもの貧困」問題とは、子どもが経済的困難と社会生活に必要なものの欠乏状態に置かれ、発達の諸段

階における様々な機会が奪われた結果、人生全体に影響を与える程の多くの不利を負ってしまうことである。これは、本来、社会全体で保障すべき子どもの成長や発達を、個々の親や家族の「責任」とし、過度な負担を負わせている現状では解決が難しい重大な社会問題である。(浅井ほか編 2012:10) 昨今、子どもの貧困はマスメディアにも取り上げられ、徐々に認知されつつある。子どもの貧困は一体どれほど深刻なのだろうか。本章では、子どもの貧困の実態について見ていくが、まずは本論を進めていくに当たって、どの程度から貧困とみなされるのかについて言及していきたい。貧困の定義は複数存在するとされているが、一般的に「絶対的貧困」と「相対的貧困」の二つに分類される。絶対的貧困とは、人間として最低限の生存を維持することが困難な状態を指す。飢餓に苦しんだり、医療を受けることがままならなかったりする人がこの状態に当たる。一方で、相対的貧困とは、その国の文化水準、生活水準と比較して困窮した状態を指す。一般的に先進国の貧困を示す際に使われる指標とされている。東京都 23 区などの最も物価が高い地域に適用される生活保護の基準(1級地の1)の場合、年齢などによる差があるものの、平均すると相対的貧困に該当する人の9割弱が生活保護を受ける水準にある人々と重なっており、こうした結果からも相対的貧困率は日本の貧困を考える上で妥当な基準と考えることができるだろう。<sup>1</sup>また、所得で表すと、世帯の所得がその国の等価可処分所得<sup>2</sup>の中央値の半分に満たない状態のことを指す。<sup>3</sup>OECD(経済協力開発機構)によれば、子どもの貧困とは、後者の相対的貧困とされる17歳以下の子どもの存在及び生活状況と定義されている。2015年のデータを例にすると、貧困線(等価可処分所得の中央値の半分)は122万円<sup>4</sup>となっているため、月に約10万円で生活をしている人が相対的貧困の状況で生活しているとみなされ、子どもの貧困に該当するということになる。

では、このような状況下にある子どもはどれくらい存在するのか。国内における子どもの相対的貧困率は、最新の2015年の調査で13.9%を記録している。1990年代半ばから概ね上昇傾向で貧困の子どもたちは増え続け、2012年には16.3%を記録した。<sup>5</sup>この数字は

---

1 イーズ未来共創フォーラム『2015年度の日本の貧困率:改善傾向にあるが高い水準が続く』

[https://www.es-inc.jp/graphs/2017/grh\\_id009158.html](https://www.es-inc.jp/graphs/2017/grh_id009158.html) (2019/12/9)

2 世帯の可処分所得を世帯人員の平方根で割って調整した所得。可処分所得とは、所得から所得税、住民税、社会保険料及び固定資産税を差し引いたものをいう。保育サービスのような社会保障給付による現物給付が含まれていないことを注意する必要がある。内閣府ホームページ『相対的貧困率とは?』

<https://www8.cao.go.jp/shoushi/shoushika/whitepaper/measures/w-2010/22pdfhonpen/pdf/column1.pdf> (2019/12/7)

3 公益社団法人チャンス・フォー・チルドレン『相対的貧困とは何か?』

<https://cfc.or.jp/archives/column/2019/03/01/23762/> (2019/11/25)

4 厚生労働省『平成28年国民生活基礎調査の概況』

<https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/k-tyosa/k-tyosa16/dl/03.pdf> (2019/12/10)

5 注4に同じ

過去最悪であり、約6人に1人の子どもが貧困に苦しんでいることで注目を浴びた。そのため、2013年6月には子どもの貧困対策法（子どもの貧困対策の推進に関する法律）が成立した（2014年1月施行）。子ども支援にかかわる民間団体が全国各地で生まれ、現在もなお様々な活動が広がっている。地方自治体も子どもの貧困にかかわる実態調査を行い、子どもの貧困対策計画を策定するなど、各種の貧困対策を講じつつある。（藤原 2018:33）2015年の調査では、2012年に比べて2.4ポイント改善したものの、いまだ約7人に1人の子どもが貧困に苦しんでいることが分かる。また、OECDに加盟している先進34ヶ国平均13.6%と比較しても、日本の子どもの貧困率は依然として高いと言えるだろう。

また、貧困率だけでなく、貧困ラインの定義とその水準に着目してみたい。厚生労働省の『国民生活基礎調査』によると、1997年と2015年を比べて、等価可処分所得の中央値は297万円から245万円へと約50万円減少し、その半分の水準にあたる貧困ラインは149万円から122万円に低下した。それにもかかわらず、子どもの貧困率は1997年13.4%から2015年13.9%まで高まっている。これは、貧困ラインの絶対額そのものが低下を続けており、貧困とみなされる所得基準がどんどん厳しいものになっているということを示唆する。（藤原 2018:36）次の節では、子ども時代の貧困がどのような影響を及ぼすのかについて見ていきたい。

## 1.2. 貧困が子どもに与える影響

人間形成の重要な時期である子ども時代を貧困のうちに過ごすことは、成長や発達に大きな影響を及ぼし、進学や就職における選択肢を狭め、自ら望む人生を選び取ることができなくなるライフチャンスの制約をもたらすおそれがある。（浅井ほか編 2012:10）また、相対的貧困であることはお金がないだけでなく、子どもの不安を増幅させ、様々な意欲を奪うことにも繋がっていく。育つ力の源である意欲が失われると、自立して生きていくことすら危うくなりかねない。（奥村 2015:46）本節では、子ども時代の貧困が子どもたち自身や彼等の未来にどのような影響をもたらすのかについて言及していきたい。

一般的に、貧困は世代を超えて連鎖すると言われている。親の収入が低いほど子育て環境は劣悪なことが分かっており（石井 2011:12-13）、低収入の家庭で育った子どもは、十分な教育を受けることができず、進学や就職で不利になりやすい。それゆえ、安定した収入が得られる職業に就くステージにすら上がることができず、その子どもの世代も貧困になってしまうのである。貧困を起こしている要因を見ると、親の所得と子どもの学力が比例していることはすでに多くの研究で証明されている。妹尾ら（2018）は、親の所得階層や家庭背景と子どもの学力に関する実証分析を行っている。具体的には、親の所得階層、学歴、就業状況、世帯構成や家での過ごし方（読み聞かせやテレビの視聴時間など）が子どもの算数と国語の学力とどのように相関しているのかという分析である。その結果、学

校外教育支出や親の学歴、さらには家庭環境を考慮してもなお、世帯所得と子どもの学力の間には、統計的に有意に正の相関があることが確認されたと指摘する。石井（2011）は、親の学歴と本人の学歴の関係について、母親が大卒の場合には本人が大卒になるのが66%、本人が中卒になるのは4%しかいないが、母親が中卒だと、本人が大卒になるのは14%、本人の中卒は31%であると指摘する。この結果は、義務教育段階の結果ではあるものの、経済格差が教育格差につながっている可能性を示唆するものである。しかし、その効果の大きさは限定的であり、特に小学校6年生においては、学校外教育支出からの媒介効果も観察された。放課後の補習授業の充実や低所得者層に対する教育バウチャーの支給などが子どもの学力向上に寄与する可能性も考えられる。さらに、静かに勉強できる場所があるかといった家庭の学習資源や、美術品や文学作品等家庭の文化的所有物についても学力との相関関係が確認されている。学力≒学歴は、これにより就職先がある程度決まってしまうなど、将来の経済状況と少なからず関連があるだろう。潤沢な教育投資を受けた子どもが自らの才能や希望を実現する一方で、経済的に困窮している家庭の子どもがその才能や希望を実現できないまま終わってしまうとすれば、それは日本にとって大きな損失であり、また、社会階層の固定化の進展が懸念される。（小林 2009:90）

また、藤原（2012）は、相対的貧困層とそうでない層とでは、現在中学3年生である子どもの学習環境や進学意識面で明らかに格差があり、相対的貧困層と重なる部分が大きいひとり親世帯の子どもは、ふたり親世帯の子どもとの間で格差があると指摘する。中学3年生のときの成績や家庭の暮らし向きが、中学卒業後の進路や、高校卒業後の進路に影響し、その後の就職機会や稼得能力にも影響するとしたら、現在、成績が下のほうにある子どもたちや家庭の暮らし向きの面で恵まれていない子どもたちが、将来貧困に陥らないような対策を講じていく必要がある。また、中学3年生という義務教育の段階で、すでに家庭環境に起因する差が生じていること自体、解決すべき課題であり、小学生の段階、あるいは就学前の段階で、このような格差が生じないような対策を社会全体として考えていくべきだろう。

次に、児童虐待についてである。これまで国内においては、家庭の経済状況と児童虐待との関係はあまり指摘されてこなかったが、米国の専門家の間では児童虐待が貧困家庭で起こりやすいという共通認識を持っている。米国保健福祉省の児童虐待とネグレクトに関する委員会の第1回報告書では、「児童虐待は、すべての社会階層やあらゆる文化グループ内で起きるが、虐待通報事例は、生活上のストレスをもたらす様々な要因に対して最もさらされやすく最も脆弱な人々の間で極端に多くの割合で起きる。（中略）貧困が児童虐待を起しやすくしているという証拠は強固である。」としている。（山野 2008:104-105）国内においては、東京都福祉保健局が2003年度に東京都の全11児童相談所で受理された全2,481件の児童虐待相談事例のうち、1,694件を主な分析対象として調査を行っている。被虐待児の家庭状況については、「ひとり親家庭」（31.8%）、「経済的困難を抱える家庭」（30.8%）の虐待が多く、その割合は3年前の調査に比べて上昇傾向にあること

を明らかにしているほか、「親族、近隣等からの孤立」などといった他の状況においても経済的困難の与える影響が大きいことを示している。児童虐待が子どもに与える影響としては、発育不良などの身体的影響のほか、知的発達遅滞や運動機能発達の遅れなどの神経学的影響、過度の攻撃性や常に自分が悪いと感じてしまう自虐性などの心理的影響が挙げられる。また、被虐待児が親になった場合に、子どもに虐待を行ってしまう「虐待の連鎖」も指摘されている。(小林 2009:91)

最後に、健康面にはどのような影響があるのかについて言及していく。これについては日本の詳しいデータが存在しないため、カナダのデータを参考にしたい。データの内容は、貧困層と非貧困層における健康状況が悪い子どもの割合を示したものである。この割合を比較してみると、子どもの健康格差は0歳時点から存在し、10歳以降に拡大すること、また、その格差の拡大は貧困層の健康悪化によるものだということが分かった。ちなみに、カナダでは子どもに対する無料の医療というものがすでに達成されている。そのような状況であっても、子どもの健康には大きな格差が生じてしまうのである。(石井 2011:14) なぜ子どもの健康に格差が生じるのかという要因はいくつかある。一つ目に、子どもが病気になったり怪我をしたりするという健康ショックに対処する様々な資源が揃っていない点である。その1つとして挙げられるのが「情報の欠如」である。例えば、発達の遅れなど病気のことについての知識が貧困層に不足していることが挙げられる。次に、「医療へのアクセス」である。2008年度末には、日本には中学生以下の無保険の子どもが3万人以上いるというショッキングなニュースが流れた。これは、国民健康保険の滞納世帯のなかで子どもがかなり多く含まれているということを示す。さらに、もっとも代表的なものが「ケアの欠如」である。特にひとり親世帯などでは、ダブルワーク、トリプルワークと仕事をかけ持っていることが多く、子どもに熱があっても十分に看病してあげられない状況になることが多い。そのため、ずっと子どもに付きっきりで看病してあげるようなケアをしてもらえる子どもとは、ただ風邪を引くということに対しても、その後の子どもに対する影響は大きく違ってくる。二つ目の要因は、健康ショックの頻度である。これに関しては、特に諸外国ではこのところ非常に多く言われている。というのは、経済状況が悪い子どもたちは、劣悪な家に住んでいる、劣悪な住環境にいるということで、最初から病気になったりぜんそくになったりする確率が高い。そのため、対処する資源がどうのこうのというよりも前に、まず病気になりやすい。(石井 2011:15-17)

また、2014年における厚生労働省の『国民健康・栄養調査』によると、世帯収入が低いほど穀類は食べるが野菜や肉は食べない、運動習慣が少ない、喫煙者が多い、肥満の割合が高い、歯の本数が少ないなどの傾向が分かっている。これは、あくまで世帯収入が600万円以上の世帯と200万円未満の世帯で比較した傾向ではあるが、この状態が続くと、子どもたちの健康に対して悪い影響をもたらすことは容易に想像できる。収入の低い家庭に育った子どもは、健康的な食習慣を身に付けることが難しく、将来的に生活習慣病を発症しやすい状況に置かれることになる。空腹を満たすことはできても、健康な体を作るため

に必要な栄養素を摂取することができないのである。<sup>6</sup>

一つの考え方としては、確かに最初のスタートラインでは色々な不利があったとしても、それを挽回するような機会があれば、貧困であってもどんどん上がっていくことができるだろうとするものがある。富裕層に生まれても失敗する場合もあるという考え方と同様である。しかし、この子ども時代の貧困は一生付きまとうものであって、格差が縮まるものではないということが分かってきている。諸外国では、現在の子どもたちの状況を経済状況も含めてすべて調べたデータがある。その子どもたちを20年後、30年後、40年後、50年後、70歳になったときまでずっとフォローしてどうなったかを調べていくと、子どものとき貧困であったということが、例えば70歳のときに健康である割合、収入、家族が破綻してしまうという問題や犯罪にかかわってしまう割合などすべてに影響してきていることが分かっている。(石井 2011:18)

### 1.3. 子どもの貧困の見えづらさ

本節では、子どもの貧困に関する特徴である「子どもの貧困の見えづらさ」について言及していく。最近では、子どもの貧困を可視化するために従来とは違う新たな指標が使われている。相対的貧困の状態に置かれた子どもたちが、経済状況が標準的な家庭の子どもと比べ、何を奪われているのかを調べる「剥奪指標」である。この剥奪指標とは、社会のなかで生活に必要と判断される衣食住といった物やサービス、社会的活動などの項目を選定し、その充足度を指標化したもの<sup>7</sup>であり、生活困窮の状況を表すことができる。およそ200の質問項目から調査をした結果、相対的貧困の世帯では子どもが当たり前持っているはずの「物」「人とのつながり」「教育・経験の機会」などが奪われていることが浮き彫りになった。日本の子どもの生活を見ると、そのなかには、さまざまな体験活動（身体を動かす、海や山に行く、芸術に触れるなど）や、友人関係を保つもの（おもちゃや自転車、友人と遊びに行く、友だちと買い食いする、ファミレスに行くなど）、家族との思い出（家族旅行や誕生日・正月のお祝いなど）が含まれている。所得とは、これらを保つための資源であり、実際にこれらの項目の充足度と所得は関連があるが、剥奪指標とは、より直接的にこれらの項目を一つひとつピックアップして反映することができるのである。

(阿部 2018:3) 2017年に大阪府で行われた、全43市町村の小学5年生・中学2年生の生

---

<sup>6</sup> ハフポスト『貧困は病だ 1』

[https://www.huffingtonpost.jp/robust-health/health-poverty\\_b\\_9036424.html](https://www.huffingtonpost.jp/robust-health/health-poverty_b_9036424.html)  
(2019/12/12)

<sup>7</sup> ハフポスト『子どもの貧困を視える化する「剥奪指標」とは』

[https://www.huffingtonpost.jp/entry/children-poverty-visibility\\_jp\\_5c5a52d7e4b012928a302a28](https://www.huffingtonpost.jp/entry/children-poverty-visibility_jp_5c5a52d7e4b012928a302a28) (2019/12/17)



徒と保護者（約5万世帯）を対象とした調査によると、例えば「医療機関に受診させられなかった」という項目では、標準的な世帯が0.6%であるのに対し、相対的貧困にあたる「困窮度1」<sup>8</sup>の世帯では7.7%に及ぶことが分かった。その一方で、スマートフォンやタブレット機器は、標準的な家庭の子どもたちが56.5%持っているのに対し、困窮度1の家庭の子どもの61.5%以上であり、標準的な家庭を上回っていた。スマートフォンの急速な普及に伴う子どもの生活習慣への影響は多大なものであり、現在の子どもたちにとって、スマートフォンは社会参加に必要なツールであり、「普通の恰好」である。そのため、その他のものが足りていなくとも、まずはスマートフォンを持ち、それが常時繋がるようにしている。（松島 2017:16-17）また、スマートフォンは、仕事のために家を空ける時間の長い親が子どもの安全を確認するための、いわばライフラインになっている。さらに、「ゲーム機」「自転車」「テレビ」など、子ども同士の付き合いやコミュニケーションに欠かせないものについては、両世帯においてほとんど違いがないことも分かった。どれだけ貧困であっても、仲間たちから排除されないように、友達との関係で浮かないように、普通の恰好としてこれらのものが不可欠になっている。そのため、このようなツールを持っていることで「貧困ではない」というレッテルが無条件に貼られてしまい、貧困が見えづらくなっていると考えられる。しかし、困窮度1の世帯では、子どもの知識を深めるために必要な「本（教科書や漫画は除く）」は29%が購入しておらず、部活動で使う「運動用具」も28.3%が買い与えることができていない。そのため、進学校への進学や部活動への入部を諦める子どもも少なくない。また、同調査では、子どもたちから「物」だけではなく「人とのつながり」も奪われていることが分かった。家族や人とのつながりは子どもが健全に成長していくために必要な土台である。しかし、学校から帰っても家に親がいない子どもは標準的な家庭では37.7%であるのに対し、困窮度1の家庭では50.1%。親子の大切な思い出になる「家族旅行」に行けないと答えた世帯は、困窮度1で46.2%にまで上っている。<sup>9</sup>このように、剥奪指標は一番貧困に苦しんでいる世帯にどれくらい支援が届いていないのか、また、どの支援を重点的に手厚くしていかないといけないのかということを見える化することができる。まずは子どもや子育て世帯の生の声に耳を傾け、彼らが足りないとしているものは何なのかを見つけ出す必要である。

また、当事者に貧困であるという自覚がないこと、また、「そうとは見えない」という思い込みが子どもの貧困を見えづらくしているとの指摘もある。普通の生活を送るためには、社会に参加をすること、そして参加するためのツールが必要となる。そのため、彼らはまず最優先に社会参加をしようと、させようとする。これは、「子どもが仲間外れにされないよ

---

<sup>8</sup> この調査では、世帯の手取り収入が中央値以上である世帯を「標準的な世帯」、中央値の半分以下の世帯を「困窮度1」の世帯と表す。なお、「困窮度1」の世帯は全体の12.3%を占める。（NHK 2017）

<sup>9</sup> NHK『子どもに広がる「見えない貧困」』

<https://www.nhk.or.jp/special/plus/articles/20170303/index.html>（2019/12/17）

うに」という親の配慮もあれば、「親に心配をかけたくない」という子どもの配慮もある。また、社会において、貧困者は「劣った者」だというスティグマが付与されるところが大きい。お金がないことも、貧困状態から脱出しないことも、社会保障制度があるのに使わないことも、そのような人生の選択をした当人の問題、助けを求めない当人の問題とされてしまうため、貧困状態にある人は、お金がないことも、生活保護の申請や受給を人に知られることも恥ずかしいことだと感じる。それゆえ、貧困状態にあると周囲に気付かれないようにしようし、当人の口から語られることは難しくなっている。加えて、社会が持つ「貧困＝絶対的貧困」というイメージや「清貧」という言葉に表されるような「貧困者＝つましく生きる」というイメージが強いことも関係する。このように、社会における「あるべき貧困者の姿」があるからこそ、逆説的にそうではないと見せるがゆえに、貧困が見えづらくなっているのである。(松島 2017:15-17)

## 2. 子どもを持つ世帯の現状

### 2.1. 所得による格差

本章では、親や家庭といった子どもを持つ世帯全体に焦点を当て、その実態について言及していく。まずは、子どもを持つ世帯の所得について見ていきたい。厚生労働省の『全国ひとり親世帯等調査』によると、母子世帯の年間の平均年間就労収入は200万円であり、父子世帯の場合は398万円である。一般世帯の平均給与所得（女性276万円、男性521万円）<sup>10</sup>と比較すると、ひとり親世帯がどれだけ経済的に余裕のない状況を強いられているかが分かる。次に、雇用形態における違いを見ていきたい。まず、正規雇用では、母子世帯305万円、父子世帯428万円を記録している。この数字は、ひとり親やふたり親であること関係なく、世帯収入において高い金額であることが分かる。非正規雇用では、母子世帯133万円であり、父子世帯190万円である。特に、母子世帯の非正規雇用に関しては、月収に換算すると約10万円で生活していることを表し、たとえ手当がついたとしても、そのなかで子どもを養っていくのは大変だということが分かるだろう。また、収入額だけで見ても、ひとり親世帯のなかでも格差が生じていることが分かる。<sup>11</sup>

---

<sup>10</sup> 国税庁『平成27年分 民間給与実態統計調査』  
<https://www.nta.go.jp/publication/statistics/kokuzeicho/minkan/gaiyou/2015.htm#a-01>  
(2019/12/17)

<sup>11</sup> 厚生労働省『平成28年度 全国ひとり親世帯等調査結果報告』  
<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11920000-Kodomokateikyoku/0000188167.pdf> (2019/12/17)

次に、子どもがいる現役世帯の貧困率について見ていきたい。厚生労働省の『国民生活基礎調査』によると、2015年に子どもがいる現役世帯の貧困率は12.9%である。そのうち、大人<sup>12</sup>が二人以上の世帯の割合は10.7%、大人が一人の割合が50.8%であり、過半数以上を大人一人の世帯が占めている現状である。この数字からも、相対的貧困にはひとり親世帯が大きく起因していることが分かるだろう。以上より、ひとり親世帯や非正規雇用で子どもを育てる世帯は、少ない所得のなかで厳しい生活を強いられていることが分かり、特に、その状況は非正規雇用の母子世帯に顕著である。相対的貧困の大きな割合を占めるひとり親世帯、非正規雇用の実態については次の節で詳しく言及していきたい。

また、女性の社会進出による世帯における妻の有業率の変化が、世帯における所得格差と何らかの関係があるとの指摘もある。その理由として、有配偶女性は男性の家計補助的な役割としての働き方が中心であったが、女性の就業率が高まり、男性と同等に働く女性が増加したことによって、夫婦共働き世帯の所得とそれ以外の世帯との世帯所得の差が拡大してきたと考えられている。この点については、世帯主である夫の所得が高いほど、有配偶女性の就業率が低下するという経済学での法則<sup>13</sup>がある。(内野・菅原 2017:41)

## 2.2. ひとり親世帯・非正規雇用

前節で述べたように、相対的貧困とされる子どもがいる現役世帯のうち、大人一人の世帯は50.8%であり、過半数を占めている。ひとり親世帯数は25年間で母子世帯は1.5倍、父子世帯は1.3倍にまで膨れ上がった。<sup>14</sup>2011年度の母子世帯数は約123.8万世帯、父子世帯数は約22.1万世帯と推計されている。子どものいる世帯数は約1180万世帯であり、そのうちの12%はひとり親世帯ということになる。8世帯に1世帯がひとり親世帯となると、少なくない数字だろう。母子世帯については、1983年には約71.8万世帯であり年々増減を繰り返しながら、約52万世帯増加していることになる。しかし、この期間の家族世帯タイプの推移をみると、少子化や晩婚化によって全世帯に占める「子どものいる世帯」の割合は4割から3割まで減少しており、両親のいる世帯が減っているにもかかわらず、母子家庭はそれに反比例して増加しているということが分かる。(中島 2018:32) 所得水準で見ると、女性の平均所得が269万円に対して母子世帯の場合は181万円となって

---

<sup>12</sup> 大人とは18歳以上の者を指し、現役世帯とは世帯主が18歳以上65歳未満の世帯をいう。(厚生労働省 2016)

<sup>13</sup> 「ダグラス＝有沢の法則」。日本でも1980年代は低所得男性の配偶者ほど有業率が高いという明確な関係が見られたが、1990年代に入るとその関係は弱くなり、1997年では夫の所得と妻の有業率の間の負の相関関係は観察されないとの指摘もある。(内野・菅原 2017:41)

<sup>14</sup> 母子又は父子以外の同居者がいる世帯を含めた全体の母子世帯、父子世帯の数を指す。(厚生労働省 2015)

おり、全世帯の生活保護受給率は3.2%だが、母子世帯は14.4%、父子世帯が8.0%と非常に高いことが分かる。<sup>15</sup>特に、ひとり親世帯の8割以上を占めている母子世帯は厳しい生活を強いられている場合が多い。生活保護世帯の世帯類型別内訳をみると、高齢者世帯4割、傷病者世帯2割、障がい者世帯1割について、母子世帯は8%弱と主たる被保護世帯にあげられている。一般に人間の自立には、身の回りのことを一人でこなす「身近自立」と、自分で生計を立てる「経済自立」の2つが挙げられ、身近自立が困難な人は経済自立が難しいと理解されやすい。しかし、母子世帯は、他の主たる生活保護受給世帯と比べると、身近自立が困難であると思われるため、経済自立が困難なことは、自己責任であるとみなされてしまうことが多い。実際に、2000年に行われた社会福祉基礎構造改革の流れで、就労支援と経済的自立を促す方向で進展してきている。(中島 2018:32) 次に、ひとり親になった経緯や理由を見ていきたい。2016年の厚生労働省による調査を見ると、一番大きな割合を占めているのは「離婚」であり、母子世帯79.5%、父子世帯75.6%と共に約8割を記録している。それゆえ、経済的に苦しくなったのは自己責任だと思われてしまうことが多いのである。しかし、司法統計局データによると、離婚を決意した理由は、男性側は「性格の不一致」が6割と多いが、女性側は4割となる。女性側の理由としては、「暴力を振るう」「精神的に虐待する」「生活費を渡さない」などが、男性と比べると大きな割合を占めている。そのため、一概に多くのシングルマザーがわがままで離婚したとは言い難いだろう。(水無田 2014, 3-5)

また、各国との比較を見ていきたい。日本の母子世帯の就業率は2010年のOECDのデータによると80.6%であり、アメリカは74%、イギリスは56%と、日本は世界的に見ても就業率は高いことが分かる。就労していないひとり親世帯の貧困率はアメリカで90.7%、ドイツが54%と高く、日本は50.4%でOECD平均の58%を下回っている。就労しているひとり親世帯の貧困率はアメリカが31.1%、ドイツが23.8%とOECD平均も20.9%と大幅に下がっている。就労すれば所得も増え、貧困から抜け出すというのは自然な流れである。しかし、日本の就労しているひとり親世帯の貧困率は50.9%と逆に上昇してしまっている。先進国のなかでも突出して数値が高く、日本では働いても貧困から抜け出せないという状況になっていることが分かる。<sup>16</sup>

なぜ働いているにもかかわらず、所得が低くなってしまうのか。その大きな理由として雇用形態が関係してくる。母子世帯の8割以上が就業しているが子育てをしながら正規社員として働くのは難しく、子どもを預ける施設が少ない等で時間に融通がきく非正規雇用を選ばざるを得ない状況を強いられている。母子世帯になった後に就労しようとしたときに、年齢や性別により正社員として働きにくくなっているということが考えられる。2011

---

<sup>15</sup> 注11に同じ

<sup>16</sup> 東京新聞『母子世帯 (No.517) 働いても貧困 世界に例なく』  
<https://www.tokyo-np.co.jp/article/seikatuzukan/2014/CK2014101502000195.html>  
(2019/12/16)

年では、正規社員として働いているのが 39.4%であり、過半数以上が非正規社員として働いている。母親が非正規雇用の母子世帯が正規雇用になることで、低所得を回避できるとする指摘もあるが、その反面、正規雇用に至ることの難しさ及び正規雇用の効果が限定的なものではないかとの指摘もある。総務省労働力調査（基本集計及び詳細集計）のマイクロデータをパネルデータ化し、1ヶ月間の就業状態及び従業上の地位等の変化を分析した研究において、母子世帯の世帯主は、ふたり親世帯の世帯主に比べて、非正規雇用から正規雇用になることが有意に困難であることが示されている。また、正規雇用であっても、母子世帯の世帯主の約3割が週就業時間は34時間以下であり、約4分の1は年間稼働収入200万円未満に留まっており、男性と同等の賃金を得ている人は少ないと言われている。（佐藤 2011:612, 614）

一方で、ひとり親、主にシングルマザー自身が正規雇用を望んでいないとの指摘もある。末子の年齢が15歳以上であれば正社員就業希望を持ちやすいものの、末子の年齢が6～14歳となると正規社員就業の希望をしない割合が高く、特に低年齢児の母親は、子供との時間を大切にしたいためにフルタイム・正規社員就業を希望していないとの調査結果もある。シングルマザーが少なくとも当面の間、正規社員就業を諦めざるを得ない理由として、「資格・能力不足仮説」「育児制約仮説」及び「非勤労収入仮説」<sup>17</sup>が挙げられ、実証分析の結果、いずれの仮説も一定程度の説明力を有していた。（周 2011, 7-10）東京都の調査によると、シングルマザーに占めるパート・アルバイトに従事する者の割合は1997年から2007年までの10年間で20%弱から50%以上へと2.5倍に増加し、年収が200万円以下の者の割合は33.4%から38.9%へと増えている。また、厚生労働省の年齢階級別賃金の調査によると、非正規雇用労働者の賃金は年齢を重ねてもほとんど上昇しないことが分かる。非正規で働く主婦や若者の背後に夫や親がいて財政的な支えがあるから賃金が低くても構わないというコンセンサスがあったからである。（大竹・橘木 2008:8）

以上から分かるように、ひとり親世帯と非正規雇用の問題は複合的に絡み合っている。ひとり親として、働きながら子どもを養育していくには収入もそうであるが時間の余裕もなくなることだろう。石井・浦川（2014）は、ひとり親世帯は子どもと接する時間が短くなっていると強調し、親世帯に時間貧困<sup>18</sup>が多いこと、そして時間貧困世帯においては子

---

<sup>17</sup> 「資格・能力不足仮説」：年齢が高い、本人の健康状態が悪い、学歴や職業経験が不足している等の理由で、正社員就業が不可能と本人が判断し断念する。「育児制約仮説」：ひとり親で子供を育てるシングルマザーにとって、育児制約が正社員就業の障害となり、母親は正社員就業の希望を持ちにくくなる。「非勤労収入仮説」：その他の世帯員の収入、養育費や遺族年金、家賃収入等の非勤労収入が十分であれば、正社員として働く必要がなく、正社員就業を希望しない。（内閣府 2016）

<sup>18</sup> 家庭生活において必要な時間（家事・育児時間など）が確保されているかどうかに着目した貧困に関する指標。総務省による『平成23年 社会生活基本調査』を参考に、基礎的活動時間（睡眠・食事・身の回りの用事（排泄・入浴・身支度など）と最低限必要な家事時

子どもと夕食を共にする頻度が「ほぼ毎日」である割合が5割に満たず、週に1～2日と回答している世帯が3割程度あり、一例ではあるとしながらも、長時間労働や家事負担により子どもとの時間が削られていると指摘する。また、シングルマザーはそうではない女性に比べ、家事時間と睡眠時間が常に少なく、勤務時間が長くなっている。すなわち、ひとり親世帯の母親は他の世帯の女性に比べて家事時間と睡眠時間を短縮することによって勤務時間の増加に対応しており、健康を保つために十分な睡眠時間が得られているのかどうかも懸念される。経済的自立には更なる就労が必要であるが、これ以上就労時間を増やすには、すでに少ない家事時間と睡眠時間、そして子供と共に過ごす時間を犠牲にする必要があるため、現実的でないとの指摘もある。<sup>19</sup>

### 2.3. 親の貧困の増加

女性1人が生涯に出産する子どもの平均人数は年々減少しており、子どもがたくさんいるせいで貧乏というケースはごく稀になった。それだけ考えれば、子ども1人にかかる費用や労力の密度は高くなったはずである。しかし、現実はその逆で、貧困状態にある子どもたちは依然として多いままである。子どもの貧困とは、いわば子育て世代の貧困であるため、親の貧困問題と言っても過言ではない。そのため、子どもの貧困の根底には親の貧困の増加があり、主にその理由は三つあると私は考える。一つ目は、離婚の増加である。約25年間の離婚件数の年次推移を見ると、1995年の19.9万組から徐々に増加傾向を辿り、2002年には過去最高の29万組を記録した。2003年以降は少しずつ減少に転じているものの、2008年には25.1万組もの夫婦が離婚をしている。<sup>20</sup>また、2011年のひとり親になった理由における離婚の割合を見ると、母子世帯は80.8%、父子世帯は74.3%を占めている。この数字は、1988年の母子世帯62.3%、父子世帯55.4%と比較すると、どちらも約20ポイント増加していることが分かる。<sup>21</sup>世帯の人数が減ると、1人あたりの生活コストがかさみ、経済的には苦しくなるだろう。また、前の節でも触れたように、時間貧困による子どもへの負担も大きくなってしまふ。このように、生別によるひとり親世帯が増えたことが一因として挙げられるだろう。また、最近では、「未婚の母」も多く見受けられる。1988年3.6%と比較すると2011年には7.8%と約4ポイント増加傾向にあり、籍を入れずに女手一つで子育てに奮闘する女性も少なくない。

---

間を設定し、時間貧困線を定義している。(内閣府 2016)

<sup>19</sup> 内閣府『第3章 日本の子供の貧困に関する先行研究の収集・評価 (2.2. (9))』  
[https://www8.cao.go.jp/kodomonohinkon/chousa/h28\\_kaihatsu/3\\_02\\_2\\_9.html](https://www8.cao.go.jp/kodomonohinkon/chousa/h28_kaihatsu/3_02_2_9.html)  
(2019/12/16)

<sup>20</sup> 厚生労働省『平成21年度「離婚に関する統計」の概況』  
<https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/jinkou/tokusyuu/rikon10/01.html>  
(2019/12/16)

<sup>21</sup> 注11に同じ

離婚に至る要因はいくつか存在するとされている。日本の離婚率は男女共に 30～34 歳が一番高いとされるが、これには収入の安定が関係しているだろう。日本では、これまで経済的なものが原因で、女性が離婚の意を示すことは困難だった。しかし、現代になり社会的地位も上がってきた女性が収入面で安定してくるのがこの 30 歳～34 歳の時期だと言える。経済的に余裕が生まれることで、離婚に踏み切りやすくなる傾向がうかがえる。次に、景気が関係していることも分かった。日本の離婚件数の推移からは、その年の日本の経済状況も浮かび上がってくる。一般的に、バブルが崩壊したのは 1991 年 10 月からと言われているが、この時期を境に離婚件数が一気に上昇している。反対に、バブル時期には離婚は減少傾向になっている。このように、離婚は景気に大きく左右されており、日本の経済が悪くなれば収入も減り、未来へ希望が持てなくなってしまうのかもしれない。

二つ目は、労働収入の低さである。2012 年の各国における「大人が 2 人以上の世帯で就労者が 1 人の世帯」の貧困率を見ると、日本は 13.2%である。この数字は、先進国のなかでは低いほうにあたり、OECD34 ヶ国平均 20.7%より低い方に位置している。この世帯タイプには、ひとり親世帯の一部が含まれるものの<sup>22</sup>、多くは夫婦 2 人が子どもと暮らしているふたり親世帯である。就労者が 1 人の場合、就労者は夫（子どもの父親）であることが多いと推測され、夫婦のうち夫のみが働く片働き世帯が典型である。そういった世帯タイプでは、日本の貧困率は高くはなく、むしろ OECD 平均よりも低位にある。しかし、「大人が 2 人以上の世帯で就労者が 2 人以上の世帯」では、日本の貧困率は高くなる。ここでの日本の数値 11.4%は、就労者が一人の世帯の数値 13.2%より低いものの、他国の貧困率は日本以上に低いため、貧困率が高い国へと移動している。つまり、2 パターンを比較すると、大人が 2 人以上の世帯で就労者が 1 人から 2 人以上になると、貧困率は低下し、多くの国では貧困はほぼ解消する。たとえば、イギリスは 14.6%から 2.7%、フランスは 13.0%から 2.8%、ドイツは 4.5%から 1.0%へと大きく低下しており、貧困率の高いアメリカでさえ 25.6%から 5.1%にまで激減する。それに対して、日本は 13.2%から 11.4%への変化に留まり、貧困率の低下はわずかである。ふたり親世帯で、夫のみが働く片働き世帯では貧困率が低かった日本は、夫婦が共に働く共働き世帯では貧困率が高い国になるのである。大人が 2 人以上の世帯で就労者が 1 人の世帯と 2 人以上の世帯を比べて貧困率に大きな変化がないということは、2 人目の大人が就労しても、その就労で世帯所得を増加させる効果が弱いことを意味している。2 人目の就労者の多くは夫婦の妻、いわゆる子どもの母親だろう。子どもがいる女性の就労による貧困削減効果が弱いということは、結果的に、母子世帯の貧困に繋がる。（藤原 2018:37-39）また、日本の母子世帯の母親（シングルマザー）は就労率も高く、2016 年における総務省の『労働力調査』によると、85.7%と大きな割合を占めていることが分かる。

---

<sup>22</sup> 0～17 歳の子どもとその親 1 人以外に、18 歳以上の子どもや子どもの祖父母がいる世帯など。（藤原 2018:37）

なぜ日本のふたり親世帯では、2人目の親≒子どもの母親が働いても世帯を貧困から防ぐことができないのか。また、なぜ日本では働いている母子世帯の貧困がこれほどまでに高いのか。その一因として、女性の賃金が男性と比べて低いこと、男女間賃金格差が大きいことが挙げられる。いずれの国でも賃金格差はあり、女性の賃金は男性を下回るが、男性を100としたときの女性の賃金は8割以上（フランス86.3、イギリス83.1、ドイツ82.9）の主要3カ国に対して、日本は7割（74.1）である。厚生労働省による『賃金構造基本統計調査』の最新結果の報道発表用資料では、「男女間賃金格差は過去最小」というタイトルで、女性の賃金24.4万円がこれまでの調査で最高額となったこと、男性の賃金33.5万円を100とした男女間賃金格差は73.0と過去最小になったことが結果のポイントに挙げられているが、7割台という数値は世界的に見て格差が極めて大きい現実を示す数値である。非正規雇用が男性にも広がったことで雇用形態間の賃金格差については社会的な関心が集まるようになったが、これまでも存在し、かつ現在でも極めて大きい男女間の賃金格差については解決すべき社会問題としてみなされていないことこそ、日本のジェンダー問題の深刻さを表している。（藤原 2018:45-46）

三つ目は、税や社会保険料といった政府への拠出に関するものである。ここでは、家計から政府に拠出する代表的な制度として、国民年金・厚生年金、健康保険・国民健康保険、介護保険、雇用保険といった社会保険の保険料について取り上げる。低所得世帯には減額や免除など一定の配慮はあるものの、所得税のような累進性を持たず一定率で課される社会保険料は、低所得層の家計にとって重荷となる。厚生労働省の『平成26年所得再分配調査』によると、等価当初所得<sup>23</sup>の所得階級が700～750万円の場合、社会保険料として年間81.8万円を拠出しており、それは等価当初所得719.7万円の11.4%に相当する。その割合は所得が低くなるほど高くなり、500～550万円階級では12.1%（63.2万円／522.9万円）、300～350万円階級では13.1%（42.5万円／324.2万円）、100～150万円階級では14.6%（18.2万円／124.3万円）である。低所得層は、拠出額自体は少ないものの、そもそもの所得自体が少ないため、支出割合としては大きく、高所得層より重荷になるのである。具体的な家計構造で見ていきたい。以下は、勤労者世帯の1ヶ月の家計収支について、「母子世帯」と「18歳未満の子どもがいる世帯」を比較したものである。まず、家計から政府に拠出する非消費支出を見ると、「母子世帯」は直接税6,124円、社会保険料19,666円を政府に拠出している。絶対額として直接税よりも社会保険料のほうが高く、税の3倍以上の金額を社会保険料として支出している。「18歳未満の子どもがいる世帯」の拠出額は、実収入が高い分、「母子世帯」よりも多額である。しかし、直接税が実収入に占める割合は、「母子世帯」の2.8%と比べて7.2%と高いものの、社会保険料に関しては9.1%、10.7%とそれほど変わらない。つまり、低所得の「母子世帯」は直接税

---

<sup>23</sup> 世帯単位で把握した当初所得を世帯人員の平方根で割り、世帯員単位の所得とみなしたものの。（藤原 2018:47）



の負担は軽い一方、社会保険料の負担は他の子育て世帯と同程度に重い。また、母子世帯の給付と拠出を比較すると、政府から受け取る社会保障給付 22,608 円よりも、非消費支出 25,938 円のほうが高いことが分かる。

ここで確認すべきは、この家計収支で「母子世帯」は平均 1.60 人の子どもを育てていることである。子どもの食費や教育費はもちろん、家賃も含めておよそ月 19 万円の消費支出は決して高額ではなく、家計のやりくりや節約の工夫で暮らしが楽になる水準ではない。「18 歳未満の子どもがいる世帯」では月 10.1 万円のゆとりがあり、子どもの将来の学費や親の老後の備えなど貯蓄に回すことが可能である。しかし、「母子世帯」の家計は月 944 円の赤字であり、将来への備えにあてる余裕はまったくない。しかも、この家計は勤労者世帯であり、母親はすでに就労している。このような現状から、母子世帯の貧困解消の難しさが垣間見えるだろう。(藤原 2018:46-49)

では、なぜここまで親の貧困が最悪であるにもかかわらず、子どもの貧困問題に比べると認知されていないのだろうか。それは、「子ども」の貧困問題では、自己責任を問うことができないからである。裏を返せば、一旦は注目を浴びた「大人」の貧困問題に対しては、必ず自己責任を問う声の人々の間から発せられ、それが問題の社会的解決を阻む作用を果たしてきたと言える。<sup>24</sup>

### 3. 子どもの貧困問題に対する支援

#### 3.1. 行政による取り組みと効果

本節では、行政による取り組みとその効果について言及していく。2014 年 1 月 17 日、子どもの貧困という文言を名称に盛り込んだ初の法律である『子どもの貧困対策推進法』が施行された。子どもの将来が生まれ育った環境に左右されることのないよう環境を整備することを謳っており、「貧困対策を総合的に推進する」とする国の責務や、「貧困対策大綱」を策定することを明記している。子どもの貧困率や生活保護世帯の子どもの高校進学率を重要指標として、「教育の支援」「生活の支援」「保護者の就労の支援」「経済的支援」の四つの支援策を講じるほか、都道府県にも努力義務を課し、「子どもの貧困対策計画」を定めるよう求めている。(中村 2016:52)

では、具体的に政府はどのような対策をしてきたのか。ここでは、先述した四つの支援策に分け、代表的な対策について言及していく。まずは、教育の支援についてである。幼児教育においては、これまで段階的に無償化の取り組みが進められており、第 3 子以降の

---

<sup>24</sup> 朝日新聞 DIGITAL 『【1】もう一度、「大人の貧困」の話をしよう！』  
<https://webronza.asahi.com/national/articles/2017012000004.html> (2019/12/17)

無償化に加え、所得の低い世帯で第2子も無償とするなど、無償化の範囲を拡大している。義務教育段階においては、奨学金制度の充実、授業料減免などが行われている。また、子どもの家庭環境による問題に対処するために、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーの配置の増加も検討されている。貧困というストレスが溜まりやすい環境にある子どもたちの心のケアは大変重要になるため、本音を話すことのできる場所としての役割を果たしている。また、生活困窮世帯の子どもへの学習支援も行っている。その具体策として、地域未来塾の拡充が挙げられる。地域未来塾とは、生活保護世帯や生活困窮世帯の子どもを対象に、無償の学習支援を提供する事業であり、文部科学省は2019年度までに5,000中学校区への設置を目指している。その実施形態や委託先、対象や運営方法は多様であるが、大学生や元教員などをボランティアとして配置しているものが多い。当初は、主に中学生を対象として高校進学支援を担う取り組みが主流だったものの、高校中退予防という観点から高校生を対象とするものなど、対象とする年齢層も多様化している。このような取り組みは、貧困の最中であって学力に課題を抱えていたり孤立していたりする子どもたちにとって、地域におけるかけがえのない拠点になっていることは確かである。自分のために真剣に向き合ってくれる他者が存在することなどを通して、子どもは自己や他者への信頼や、自己肯定感を醸成していく。また、貧困状況のなかで「諦めること」が常態化している子どもにとって、「わかる」喜びは学びの水脈となって進学というライフチャンスを手にすることを可能とし、その自信が生きる力となっていくとの指摘がされている。(松本 2017:20-21)

二つ目に、生活の支援である。大人から児童まで住宅の確保から物質的、精神的な課題悩みに総合的な解決を目的とする。ひとり親家庭の子どもの生活・学習支援事業では、ひとり親家庭の子供に対し、放課後児童クラブ等の終了後に、基本的な生活習慣、学習支援や食事の提供などを行い、ひとり親家庭の子供の生活の向上を図っている。生活困窮者自立相談支援事業では、保護者への生活支援として、「働きたくても働けない」「住むところがない」などといった複合的な課題を抱える生活困窮者に対し、包括的な支援を行うとともに必要に応じ適切な関係機関に繋ぐことをしている。その他にも、一定の資産収入などに関する要件を満たしていることが条件になるが、家賃相当額を支給したり、住居のない方には衣食住を提供したりもしている。その他にも、支援が必要な児童などの予防や早期発見に向けた取り組みも強化している。また、「待機児童解消加速化プラン」及び「子育て安心プラン」の推進も挙げられる。昨今、大きく取り上げられている「待機児童問題」であるが、国としては、東京都をはじめ意欲的な自治体を支援するため、待機児童解消に必要な受け皿およそ22万人分の予算を2018年度から2019年度末までの2年間で確保し(遅くとも平成32年度末までの3年間で全国の待機児童を解消)、2018年度から2022年度末までの5年間で女性就業率80%に対応できる約32万人分の受け皿整備する意向であ

る。<sup>25</sup>

三つ目に、就労の支援である。ひとり親を重点的に、就業しても貧困が解消されない世帯へのセーフティネット事業を充実させ、就業相談や職業訓練の促進からライフワークバランスを考慮した就業機会獲得までをトータルに支援している。看護師などの自立に効果的な資格を取得するため養成機関で修業する場合に、修業期間中の生活費負担を軽減するために給付金を支給したり、高等職業訓練を受ける場合には、入学準備金 50 万円・就職準備金 20 万円を貸付けたりするなどして修学を容易にする事業もある。また、保護者の学び直しの支援（高等学校卒業程度認定試験合格支援事業）も行われている。ひとり親家庭の親の 13.8%は最終学歴が中学卒ということもあり、貧困世帯の親に向けて高卒認定試験合格のための講座の受講費用の一部を支給し、より良い条件での就職や転職に向けた可能性を広げ、正規雇用を中心とした就業に繋げていくことを目標にしている。

最後は、経済的支援である。これに代表されるのが「児童扶養手当」である。児童扶養手当とは、父母が離婚した児童、父または母が死亡した児童、父または母が一定の障害状態にある児童などのように、何らかの理由によって子の養育が困難な状態にある世帯の養育者に対して支給されるものである。2018 年 8 月から児童扶養手当の所得制限限度額が大幅に引き上げられることになり、これを受けて一部支給から全部支給になる人は約 15 万人、一部支給が増額される人は約 40 万人増えると言われている。以上が、行政による主な取り組みである。<sup>2627</sup>

このように見ると、子どもの貧困対策について、「教育の機会均等」と「生育環境の整備」に焦点化する方向性が大きく打ち出されているように見える。その一方で、2 章 3 節で述べた、税や社会保障による所得の再分配や就労収入に関わる政策対応や経済的支援は、見直し作業においても子どもの貧困対策の主要な柱としては設定されていない。それゆえ、不断に貧困を生み出す構造は不問にされたまま、「保護者の就労と養育責任の下に、生活環境を整え、子どもは進学を果たし、良き職業人となる」という一連の家庭の努力や子どもの意欲の醸成が前面に押し出されているように見える。（松本 2017:18）それは、いわば、当人たちが本当に必要としている対策は行われていないと言っても過言ではなく、当面の課題であると言えるだろう。

---

<sup>25</sup> 厚生労働省『「子育て安心プラン」について』  
[https://www.kantei.go.jp/jp/singi/syakaihosyou\\_kaikaku/dai7/shiryuu7.pdf](https://www.kantei.go.jp/jp/singi/syakaihosyou_kaikaku/dai7/shiryuu7.pdf)  
(2019/12/18)

<sup>26</sup> 内閣府『国における子供の貧困対策の取組について』  
<https://www8.cao.go.jp/kodomonohinkon/forum/h29/pdf/saitama/aisatsu1.pdf>  
(2019/12/18)

<sup>27</sup> 子供の貧困対策 子供の未来応援プロジェクト『政策紹介』  
<https://www.kodomonohinkon.go.jp/policy/> (2019/12/18)

### 3.2. 民間による取り組みと効果

現在の社会では、家族規模の縮小や地域の共同関係の希薄化などにより、子育て中の親が孤立しやすい状況になっている。特に乳幼児期においては、在宅での子育てが中心となることから、父親の子育てへの関わりや親族・近隣からの支援、子育て仲間との交流などにより孤立を防ぎ、子育てへの不安や負担感を軽減することが重要である。地域による取り組みとして代表的なのは、「子ども食堂」である。子ども食堂とは、子どもが1人でも利用でき、地域の方たちが無料あるいは少額で食事を提供する場所であるとともに、一人で食事をする子どもや偏った食事する子どもに向けて、ボランティア活動をはじめとする社会参加を通じて、子どもの食事支援と地域の居場所としての役割を担っている。

(NPO 法人 2016) 子どもたちの社会復帰のサポートや貧しい家庭の子どもやその親を孤立させないことを目的としている。公的な貸付制度などの社会サービスを利用したり、学習支援の場を作ったり、あるいは学費の寄付を募ったりといったサービスの開発をすれば、フォーマル、インフォーマルな支援、地域資源のすべてを使った支援などあらゆる角度から子どもや家庭を支えることが可能である。(天野ほか編 2016:121) その他にも、地域未来塾と同様に、大学生や元教員がボランティアで行う「無料塾」なども行われており、学習支援はもちろんのこと、自分の学習をマネジメントできる PDCA サイクルの能力や自分の人生設計を考えることを通して、将来のなりたい自分を考え、その自分像に向けて自立する力を養っている。

また、最近では、企業などによる特性を活かした子供の未来応援基金への支援も見受けられる。店舗に募金箱を設置したり、ポイントプログラムにおける寄付や本業を活かした寄付を設けたりする企業も増加している。例えば、(株) NTT ドコモでは、2016年1月よりポイントプログラム「dポイントクラブ」の利用メニューに基金への寄付メニューを開設し、購買で貯めたポイントを寄付できるようになり、こども服みらいファンドでは、2017年10月より着られなくなった子供服を提携会社(株) キャリーオンに送ると、買い取り金額が基金に全額寄付されるという仕組みが整えられている。また、「こどものみらい古本募金」を活用した協力も行われている。1章3節で述べたように、貧困状況にある世帯は子どもの知識を深めるために必要な「本(教科書や漫画は除く)」はほとんど買うことができていない。このような現状を少しでもよくするために、キャノンマーケティングジャパングループでは、グループ全体で古本の職場回収に取り組み、「こどものみらい古本募金」へ寄付しており、保険ショップ「保険クリニック」では、全国約180店舗において、チラシ及びポスターにより来店した方へ「こどものみらい古本募金」への協力を呼びかけ、店頭で古本の寄付を受け付けている。上記以外にも、企業では子どもの貧困

を是正するために数多くの支援が日々行われている。<sup>28</sup>

## 4. 貧困の世代間連鎖を食い止めるために

### 4.1. 先進国での事例に学ぶ

本章では、これ以上関係のない世代へ貧困を繰り返さないためにはどうすればいいのかについて、自分なりに考察をしていく。そのため、まず本節では、先進国による事例を取り上げ、日本でもそこから何か生かすことができないか見ていきたい。先進国の事例としては、日本の子どもの貧困対策案を練るうえでよく模範にされると言われている「イギリス」を取り上げる。イギリスはかつて、日本と同じように規制緩和などの経済政策のもとで格差が広がり、子どもの貧困率は欧州で最悪の水準にあった。しかし、1999年、当時の首相であるトニー・ブレアが「子どもの貧困撲滅」を公約に掲げてから、対策が一気に動き始めたとされる。1997年から2010年までの変化を見ると、子どもの貧困率は、26%から18%と8ポイント低下しており、特にひとり親世帯の子どもの貧困率については、49%から22%と驚くべきことに27ポイントも低下している。

このように、貧困改善に大きな成果を上げたイギリスであるが、これほどまでの結果をもたらすのに大きく貢献した取り組みとして、現金の給付に力を入れたことが挙げられる。当時イギリスでは、親が無職、あるいは低所得である貧困の児童の数に応じて学校に給付される「児童特別補助」や、子どもの教育機会を促進するために給付による奨学金の普及など、他国と比較しても先進的に給付支援がなされていたが、その中でも、子どもを持つ親の「就労」に注力したことが一番大きかったと考えられる。特に、子どもが相対的貧困に陥りやすいひとり親などに焦点を当て、「福祉から就労へ」に基づく雇用対策や給付と就労を結びつける社会福祉制度を実施している。例えば、子どものいる低所得世帯や親が就労している低所得世帯への「タックスクレジット（税額控除）」である。タックスクレジットとは、高齢・障害・失業などの伝統的なリスクになかった、自営、低賃金労働、非典型的雇用から生じる所得喪失などの新しいリスクに対応するものである。日本のような児童手当の他に、納税額が一定基準を下回る16歳未満の子どもをもつ親を対象に、児童の養育一般のための税額控除をした「児童タックスクレジット」や、働いても生活を支える賃金が払えない世帯のために、経済的援助・就労の促進をする「就労タックスクレジット」が導入された。現在は、「ユニバーサルクレジット」という名称で、児童タックスクレジット、就労タックスクレジット、求職手当、所得補助など6種類を統合した新しい体系となっている。また、各給付を統合化すると同時に、従来の給付要件のワークインセンティブを統一的に強化した仕組みが導入されている。まず、所得要件については、就労による一定所得（世帯の条件によって控除の額は異なる）を控除した上で、単一

---

<sup>28</sup> 注26に同じ

逡減基準を用いて所得の上限を決定する。例えば、2人の子をもつひとり親世帯の場合、一週間あたり600ポンド（年間9000ポンド）まで就労による収入の65%だけを収入とみなすこととし、世帯の所得の合計が増えるようにする。就労可能になったり、就労時間が増えたりした者の賃金増加分が世帯の所得の増加に繋がる仕組みとなっている。このようにイギリスの経済支援は、給付額の大きさも然ることながら、就労タックスクレジットのように働くことにインセンティブを置くことで就労意欲を失わせない仕掛けや、制度の複雑化を解消し、確実に支援を届けるために制度を統合化した点などにより、一定の成果を上げたと評価できる。このような支援は、日本では有効的に行われていないため、取り入れていくべきだろう。しかし、政府の家族・子ども関連支出の縮小やワーキングプアの増加により、近年では就業率の上昇が子どもの相対的貧困率の低下に寄与しづらくなってきている。これまでのイギリスの経験に鑑みると、子どもの貧困は国の政策や財政の優先度に大きく左右されると言える。（矢澤 2019:8）これはイギリスに限ったことではなく、世界的に見ても、子どもの貧困対策が二の次になっている現状は否めない。どの国においても、子どもは将来の発展を担う大きな存在であるということを認識し、これまで以上に優先して投資される必要があるだろう。

#### 4.2. 今後求められる支援のあり方—貧困対策を問い直す—

本節では、子どもの貧困問題を改善に導くために今後求められる支援のあり方について自分なりに考察していく。これまでの内容を踏まえ、子どもの貧困問題を改善に導く具体的な取り組みとして、主に「現金などの給付支援」、「教育関連費の負担軽減」、「子育てや教育におけるサービスの充実」の三つが必要だと私は考える。まずは、現金などの給付支援についてである。前節で、好事例としてイギリスにおける支援を取り上げたが、それらの実績からも分かるように、現金などの給付は子どもの貧困を改善に導く。また、相対的貧困である世帯にどのような支援が足りていないかと問うと、一番多く返ってくるのが「現金による支援」である。1、2章でも述べたように、子どもの貧困世帯は経済的に日々苦しい生活を強いられており、心身共に疲労が積もりそこから抜け出せない現状がある。そのため、彼らの生活を救うのに何よりも有効的なのは、当事者自身も一番必要としている、現金による給付ではないかと考える。しかし、少なくともマスメディアからは、「現金給付を拡大する」という政府方針はまったく見えてこず、このような予算はいまだ組まれていないことが分かる。その反面、政府が大々的に公表をしておらず、本当に必要な人たちに情報が届いていないという問題も指摘されている。そのため、イギリスに倣った就労と紐づけた現金給付や、2章3節でも述べたように、大人の貧困問題に加担していると考えられる、税や社会保障費といった政府の拠出を補助する現金給付へより一層力を入れるべきだと考える。現金による給付は、その家庭の生活を救うとともに、就業などのモチベーション向上にも繋がるだろう。

また、生活保護は利用できる人は利用すべき支援ではあるが、本来利用できるはずの人々が利用できていない現状は、子どもの貧困問題にも影響が出ている。いわゆる、「水際作戦」によって申請権を侵害されること、生活保護差別につながる可能性が高いことに加え、地方では「車か、生活保護か」の究極の選択を迫られる問題もある。車を手放すと、子どもの夜間の急病の際、病院にアクセスする手段が、事実上救急車のみになってしまうこともある。もちろん就労活動も困難になってしまう。<sup>29</sup>このように、日本の現金給付による支援はそこまで有効的に機能しておらず、給付に関する制限については各国に比べて厳しく定められており、ほとんどの人が支援を受けられていない現状がある。そのため、まずはこのような現状の改善が急がれるだろう。

二つ目に、教育関連費の負担削減について言及していく。文部科学省による『平成30年 子供の学習費調査』を見ると、保護者が支出した1年間・子供1人当たりの学習費総額は、公立で幼稚園 22.3万円、小学校 32.1万円、中学校 48.8万円、高等学校（全日制）45.7万円になり、負担額は大きいことが分かる。公益財団法人あすのばによる『あすのば提言』のなかにも、低所得者世帯への成績不問の給付型奨学金・授業料減免の大幅拡充や全国一律での私立高校の授業料無償化と高校生への給付型奨学金の拡充、給食の全校実施と無償化をし、長期休暇中も給食などの提供を求めるものが含まれている。<sup>30</sup>高等学校については、2010年度から公立高校の原則無償化、私立高校生などへの就学支援金制度が実施され、授業料の負担が軽減されたが、他の学校教育費だけでも低所得層には負担である。そのため、志望の進路を諦めたり、早くから就業を選択したりする子どもも少なくない。

また、奨学金に関する改善も求められる。日本支援学生機構の『学生生活調査結果』によると、大学進学率が上昇する一方で、奨学金を利用する大学生の割合は1998年度以降の12年間で倍増したという。2012年度には52.5%となり、およそ2人に1人を占めるまでになった。このように、奨学金の利用者が大幅に増加していることは明確であり、その要因として、国立大学を含めた大学の授業料が急激に上昇したこと、高校卒業者への求人が激減し高卒就職が困難であること、親の所得の低下の三つが考えられる。多くの奨学金の仕組みは、返済が滞ると延滞金が発生したり、奨学金の返済猶予制限年数が限られていたり卒業後の負担が重くなっているため、給付型の奨学金の拡充が必要だと考える。これらの教育関連費による負担は、子どもの学力向上や進学を阻み、子どもの将来を閉ざしていると言っても過言ではないだろう。一人一人に生まれながらにして学ぶ権利や機会、環境があることを保障しなければならないと考える。そのため、教育関連費の引き下げあ

---

<sup>29</sup> DIAMOND ONLINE『批判の多い現金給付が「子どもの貧困」解決に不可欠な理由』  
<https://diamond.jp/articles/-/77470?page=3> (2019/12/19)

<sup>30</sup> 公益財団法人あすのば『子どもの貧困がなくなる社会へ—あすのば提言 2017—』  
[https://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chousa/shotou/132/shiryo/\\_icsFiles/afieldfile/2018/02/01/1400807\\_004.pdf](https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/132/shiryo/_icsFiles/afieldfile/2018/02/01/1400807_004.pdf) (2019/12/19)

るいは無償化と給付型の奨学金の普及が求められる。

最後に、子育てや教育におけるサービスの充実である。ここで一番重要なのは「居場所」の提供だと考える。無料塾や子ども食堂といった取り組みは、地域間でのつながりが薄れつつある今日において、貧困にある子どもや親を孤立させないためにも非常に大切である。また、そのつながりにおいては、子どもだけに限ることなく大人や高齢者まで世代を超えて関わるができるところに意味があると考え。子どもたちが、地域社会のなかで必要とされる場所を作ること、貧困によって引き起こされる虐待、学力低下、不健康、親との愛着形成不足、子どもの発達問題などから多角的に守ることも可能になるだろう。しかし、このような貧困を助ける「居場所」というのは、いまだオープンにされていない現状がある。先述した通り、貧困を隠したいという考えを持つ人も多く、大っぴらに助けを求めることができないのである。そのため、より多くの人に受け入れられる態勢を整えるためにも、まずは自治体をはじめ、企業や学校側との連携が必要になってくるだろう。

子どもの貧困問題は、いわば子育て世代の貧困であるため、親の貧困とは切り離すことができず、子どもを貧困から救うことだけに焦点を当ててもその根底は改善しないだろう。そのため、子どもの貧困を減らすためには、まずはその子どもの親が何に苦しんでいるのかに目を向けるべきである。そして、国や地方自治体・企業や団体、地域住民など・NPOや公益法人、任意団体などが互いに連携を取り、貧困に苦しむ子どもたちやその家庭に寄り添っていくことが求められる。

## おわりに

本論文を作成するに当たって、劣悪な経済環境が子どもにマイナスな影響を与えることは漠然と想定できていたが、子どもの貧困問題の実態というのは、自分の想定以上に複雑で難しいということが分かった。子どもの貧困は、社会損失にも莫大な影響を与える。三菱UFJリサーチ&コンサルティングによると、貧困の状況にある子ども<sup>31</sup>を放置することで、所得総額が2.9兆円減少し、税・社会保障の純負担額が1.1兆円減少することが明らかになっている。ゆえに、子どもの貧困を放置することは国の貧困にもつながる。格差を完全になくすことは難しいかもしれないが、貧困による不利を取り除くための取り組みは、長期的に見れば社会の安定や発展に寄与するものであり、そのためには十分な社会投資が必要であると言えるだろう。また、子どもの貧困問題の改善を阻んでいる一番大きな

---

<sup>31</sup> ここでの貧困の状況にある子どもとは、生活保護世帯、児童養護施設入所者、ひとり親世帯にある現在15歳の子ども約18万人を指す。(三菱UFJリサーチ&コンサルティング2015)



要因は、私たちの社会構造にあると考える。私たちは、哀れみの対象としての「子どもの貧困」、軽蔑の対象としての「大人の貧困」と区別をし、救済すべきかどうかの選別を暗黙のうちにやってしまっていないだろうか。ゆえに、子どもの貧困問題の根底にある親の貧困が無視されるようになり、貧困にある世帯の改善が滞ってしまっている。これは、貧困＝よくないものとして認識している私たちの社会に問題であり、障がい者問題やジェンダーマイノリティに関する問題などにも通ずるものがあるだろう。貧困は自己責任だというイメージはいまだ根強く残っており、このような考え方によって、貧困が見えづらいというよりは、彼らにSOSを出しづらくさせていると私は考える。このように、貧困の元凶ともなりうる社会構造に目を向けず、救済に値する人々を偏った価値基準で選別し、貧困問題を是正する支援に終始することは、極めて危険な行為だと考える。まずはそのような色眼鏡を外し、当人たちが本当に必要としているものは何なのかを正しく判断する必要がある。先述した通り、子どもの貧困とは子育て世代の貧困、いわば親の貧困と同義である。まずは、そのことを理解し、貧困に苦しむ世帯の親たちに目を向けることが本問題の根本的な解決につながるのではないかという結論に至った。次から次へと関係のない世代へ貧困が繰り返されないためにも、本論文を通して得た考え方や知識をもとにこれからも考え続けていきたいと思う。

## 参考・引用文献

- 浅井春夫・松本伊智朗・湯澤直美, 2008, 『子どもの貧困：子ども時代のしあわせ平等のために』明石書店
- 阿部彩, 2018, 「日本版子どもの剥奪指標の開発」『Working Paper Series Vol.1』
- 石井加代子・浦川邦夫, 2014, 「生活時間を考慮した貧困分析」『三田商学研究』
- 妹尾渉・中室牧子・野崎華世・樋口美雄, 2018, 「親の所得・家庭環境と子どもの学力の関係：国際比較を考慮に入れて」『NIER Discussion Paper Series No. 008』
- 内野逸勢・菅原佑香, 2017, 「所得格差の拡大は高齢化が原因か～若年層における格差拡大・固定化が本質的な課題～」『大和総研調査季報』
- NPO 法人 豊島子ども WAKUWAKU ネットワーク, 天野敬子・荒砥悦子・石平晃子・栗林知絵子・西郷泰之・松宮徹郎・山田和夫・山本道子, 2016, 『子ども食堂をつくろう！一人がつながる地域の居場所づくり』明石書店
- 大阪弁護士会, 2011, 『貧困の実態とこれからの日本社会：子ども・女性・犯罪・障害者、そして人権』明石書店
- 大竹文雄, 2005, 「所得格差は拡大したのか」『日本の不平等—格差社会の幻想と未来』日本経済新聞社
- 大竹文雄・橋木俊詔, 2008, 「対談 最低賃金を考える」『日本労働研究雑誌』

公益社団法人チャンス・フォー・チルドレン, 2016, 『「子どもの貧困」対策先進国での取り組みとは?～イギリス編～』

<https://cfc.or.jp/archives/column/2016/06/07/15849/> (2019/12/19)

子どもの貧困白書編集委員会, 浅井春夫・阿部彩・岩川直樹・小西祐馬・中西新太郎・平湯真人・松本伊智朗・水島宏明・山野良一・湯澤直美編, 2009, 『子どもの貧困白書』明石書店

小林美津江, 2009, 「格差と子どもの育ち～家庭の経済状況が与える影響～」『立法と調査 No. 298』

佐藤哲彰, 2011, 「非常雇から正規常雇への転換：母子世帯の母は不利なのか」『三田商学研究』

下夷美幸, 2012, 「イギリスにおける養育費政策の変容」『大原社会問題研究所雑誌』

下野新聞 子どもの希望取材班, 2015, 『貧困の中の子ども 希望って何ですか』ポプラ社

周燕飛, 2011, 「母子世帯の母親はなぜ正社員就業を希望しないのか」『JILPT Discussion Paper Series 10-07』

\_\_\_\_\_, 2019, 「子どもの貧困と親への就業支援」『子供の貧困対策に関する有識者会議 2019◎JILPT』

独立行政法人 日本学生支援機構, 2015, 『イギリスにおける奨学制度等に関する調査報告書』

[https://www.jasso.go.jp/about/statistics/\\_icsFiles/afieldfile/2015/10/15/all\\_studenloanuk.pdf](https://www.jasso.go.jp/about/statistics/_icsFiles/afieldfile/2015/10/15/all_studenloanuk.pdf) (2019/12/19)

中島史陽, 2018, 「子どもの貧困がもたらす社会的影響と教育格差・経済格差」『香川大学経済政策研究 第14号 (通巻第15号)』

中村文夫, 2016, 『子どもの貧困と公教育：義務教育無償化・教育機会の平等に向けて』明石書店

ハフポスト, 2016, 『貧困は病だ 1』

[https://www.huffingtonpost.jp/robust-health/health-poverty\\_b\\_9036424.html](https://www.huffingtonpost.jp/robust-health/health-poverty_b_9036424.html)  
(2019/12/12)

林明子, 2016, 『生活保護世帯の子どものライフストーリー 貧困の世代的再生産』勁草書房

林浩康, 2013, 『子どもと福祉：子ども・家族支援論』福村出版

原咲子, 2013, 『子どもの貧困と教育機会の不平等：就学援助・学校給食・母子家庭をめぐる』明石書店

平部康子, 2012, 「イギリスにおける社会保障給付と財源の統合化」『【特集】社会保障における財源論—税と社会保険料の役割分担—』

藤原千沙, 2018, 「日本における「子どもの貧困」問題」『【特集】子どもの貧困を問う—日本とEUの経験から』大原社会問題研究所雑誌

- 松島京, 2017, 「子どもの貧困の見えづらさ」『【特集】子どもの貧困—生育環境に及ぼすその影響と対策—』
- 松本伊智朗, 2017, 『「子どもの貧困」を問いなおす 家族・ジェンダーの視点から』法律文化社
- 水無田気流, 2014, 『シングルマザーの貧困』光文社新書
- 宮武正明, 2014, 『子どもの貧困: 貧困の連鎖と学習支援』みらい
- 矢澤朋子, 2019, 「英国でなぜ「子どもの貧困」が改善したのか—子どもを扶養する親の就労促進及び就労と紐づけた給付制度が奏功」『大和総研調査季報』
- 読売新聞社会部, 2016, 『貧困 子供の SOS—記者が聞いた、小さな叫び』中央公論新社
- 原昌平, 2015, 『貧困と生活保護 (5) 子どもの貧困は何をもたらすか』  
<https://yomidr.yomiuri.co.jp/article/20150724-0YTEW55087/> (2019/12/3)
- 山野良一, 2008, 『子どもの最貧国・日本』光文社新書
- 早稲田大学教育総合研究所, 2013, 『子どもの貧困と教育』学文社

